## 第33号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年5月14日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

## 提案理由

地方税法の改正に伴い、蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の制定について専 決処分したので、承認を求めるため提案する。

## 専 決 処 分 書

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が平成30年4月1日から施行されることに伴い、蒲郡市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

## 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。 附則第6条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度 から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には、」に改め る。

附則第6条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度 又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」 を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適 用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成 31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第7条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7条の3の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第8条の見出し、同条及び附則第12条の2の見出し中「平成27年度から 平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平

成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条の2の3の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第20条の2第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の蒲郡市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の 都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお 従前の例による。